

件 名 各会派代表者会議公開に関する事について

要 旨

地方自治法第百十五条は、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。」と定めている。

地方自治法第百二十三条は、「議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

② 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。

③ 会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。」と定めている。

地方自治法第百条第十二項は、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」と定めている。

千葉県議会会議規則第百三十三条は、「（協議又は調整を行うための場）法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第百三十三条）

名称	目的	構成員	招集権者
各会派代表者 会議	各会派等との連絡 及び意見の調整	議長、副議長、会派(所属議員が三人以上のものに限る。)の代表者その他議長が会議への出席を認めた者	議長

後略」と定めている。

千葉県議会各会派代表者会議は、地方自治法第百条第十二項及び千葉県議会会議規則第百三十三条により定められた会議であるから、公開されなければならない。県民が傍聴できないのは、地方自治法第百十五条に違反している。

また、会議録を作成しなければならない。会議録を作成していないのは地方自治法第百二十三条に違反している。

以上の趣旨から、次項について措置願いたい。

1. 各会派代表者会議を公開すること。
2. 各会派代表者会議の会議録を作成すること。